

協議第117号

平成16年6月23日確認

各種事務事業の取扱い（学校教育関係）について

各種事務事業の取扱い（学校教育関係）について別紙のとおり提出する。

平成16年6月23日提出

津地区合併協議会

会長 近藤康雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	1 公立幼稚園保育料については、津市の例（月額：6,000円）により調整する。合併後は、教育内容の充実と職員の適正配置を図り、地域格差をなくすように努める。 2 私学等振興助成、私立幼稚園援助事務については、新たな制度に基づき実施する。 3 公立学校の大規模改造事業、耐震補強事業については、新市における公立学校整備方針に基づき、基本計画、実施計画を作成し、施設整備の順位を決め実施していく。 4 学校の設置、廃止等に関しては、現行のまま新市に引き継ぐ。 5 就学援助事務については、国の基準を基に、認定基準、事務処理方法について津市の例を基に統一する。特殊教育就学援助事務については、国の基準を基に、津市の例により同じ内容・基準で実施し、事務処理方法を統一する。 6 幼稚園就園奨励補助事業事務については、国の基準を基に津市の例により公立幼稚園の保育料に対する減免措置及び私立幼稚園保育料に対する補助を新市において実施する。 7 奨学金貸付事務については、廃止の方向で調整する。 8 遠距離通学費補助金については、合併時には、現在の対象地区や対象条件に該当する生徒に限り補助制度を継続する。補助の交付については、通学距離、地域の実情等を考慮し、新たに基準を設ける。 9 給食施設の設備については、自校方式で行っているところについては、各施設の築年数経過及び衛生管理面の状況を踏まえ、センター方式による施設整備の導入を図る。衛生管理上問題のない施設については、現行どおり自校方式で実施する。 10 学校給食の実施方法については、現在の各市町村の実情に応じ、現行どおりの実施方法を継続する。給食の献立作成・食材の購入方法・調理方法・衛生管理の実施方法については、各市町村の現在の状況を考慮しながらも、給食センターの整備と調整を図りながら、段階的に一元化を図る。 11 給食費については、徴収額が同一となるよう、各市町村の状況も踏まえながらも、給食センターの整備と調整を図りながら、給食の食材・実施回数等を調整する。 12 公立幼稚園の3歳児保育については、現行どおりとする。学級開設最低基準については、原則9名とする方向で調整する。預かり保育については、新市移行後は現在実施している地域において継続実施する方向で調整する。ただし、預かり保育料については合併と同時に新たな基準を設定する方向で調整する。
関係項目	学校教育関係		

先進地事例

【静岡市】

学校教育については、教育環境の充実を図るよう調整するものとする。なお、学校給食については、当面現行のとおりする。

【篠山市】

学校教育関係補助、助成及び奨学金制度については、新町においても実施することとし、内容については、合併時に調整する。ただし、遠距離通学助成は現行のとおりとし、新町において、調整する。

【いなべ市】

1. 学校給食については、当面現行のとおりとし、統一に向けて調整する。
2. 遠距離通学補助金については、現行のとおりとする。
3. 奨学金支給事業については、北勢町の制度に統一する。

【南アルプス市】

学校教育の取扱い 1. 小中学校の施設整備については、新市において策定する学校施設整備計画に基づいて推進を図ることとし、策定の基本方式は次による。

- ・耐震等の危険状況、建築年次を考慮した事業執行とする。
- ・危険状況等が同レベルの場合は、校舎優先を原則とする。
- ・災害時等の避難場所として一部地域で実施している通学助成、芦安村の「チロル学園」については、現状のまま新市に引き継ぐ。

学校給食の取扱い 1. 調理方法については、当面、各学校ごとに現状のとおりとし、合併後の新市において、施設整備の更新を視野に入れ、関係者等の意見を踏まえる中で統一化を検討する。

2. 給食費については、小学校、中学校それぞれ低い額に統一する。給食費等の会計処理については、新市の歳入歳出予算に計上し処理する。